

一関市民憲章推進協議会回覧板無償提供者募集実施要領

1 趣旨

この要領は、一関市等が文書等を回覧する際に用いる回覧板を活用し、一関市民憲章の普及啓発を図ることを目的に、民間企業等の広告を掲載し作製した回覧板を無償で提供していただける事業所等（以下「無償提供者」という。）を募集することに関し、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において「回覧板」とは、公益的な活動に関する情報を行政区を経由して市民に提供するための回覧板をいう。

3 回覧板の仕様

別紙「一関市民憲章推進協議会回覧板仕様書」のとおりとする。

4 無償提供者の募集方法

当会は、回覧板の在庫の状況を調査し、回覧板の補充が必要と判断した場合は、無償提供者の募集を行うものとする。

募集期間、その他無償提供者の募集に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5 無償提供の申込み

無償提供を希望する事業所等（以下「申込者」という。）は、一関市民憲章推進協議会回覧板無償提供申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、回覧板の見本（回覧板の製作実績がない場合は、回覧板案）を添えて会長に提出するものとする。

6 無償提供者の要件

無償提供者は、「一関市民憲章推進協議会回覧板無償提供者募集実施要領」（以下「要領」という。）を承諾し、かつ履行できる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 一関市の市税等を滞納している者
- (2) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関わりをもつ者又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者

- (3) その他、無償提供者として適当でないと会長が認める者

7 無償提供者の決定

- (1) 会長は、申込書を受理した後、申請書類を審査し適当と認められる場合、無償提供者を決定する。この場合において、年度内の合計提供部数が6,000部を超えない範囲で複数の無償提供者を決定することが出来るものとする。ただし、同一の募集期間内で審査の結果適当と認められる申込者が複数あり、その合計提供部数が6,000部を超える場合は、当会において提供部数を調整することがある。
- (2) 無償提供者の決定後、申込者に対し、申込結果（様式第2号・第3号）を通知するものとする。

8 申込内容の変更又は無償提供の廃止

- (1) 無償提供者は、申込書の内容に変更が生じる場合又は無償提供を廃止する場合は、一関市民憲章推進協議会回覧板無償提供変更（廃止）承認申込書（様式第4号）（以下「変更承認申込書」という。）を会長に提出すること。なお、掲載広告予定数や担当者の変更など、軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (2) 会長は、変更承認申込書を受理した後、内容を審査し、変更又は廃止が適当と認められる場合は、様式第5号をもって承認することを通知するものとする。適当と認められない場合は、様式第6号をもって否認することを通知するものとする。
- (3) 回覧板の納入後において、無償提供者の名称、所在地又は電話番号のいずれかに変更が生じた場合には、速やかに会長に申し出ること。

9 広告の募集

回覧板に民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する広告主の募集は、無償提供者が行うものとする。この場合において、無償提供者は広告主に対し、市が広告を募集しているかのような誤解を与えないよう配慮しなければならない。また、次のいずれかに該当する広告の掲載は認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) その他、回覧板に掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

10 広告の選定及び決定

- (1) 無償提供者において広告主及び広告内容が内定したときは、広告案を会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、(1)の提出に基づきその内容を確認し、9(1)～(3)に該当する場合は、無償提供者は会長の指示に従い広告内容を変更又は修正するものとする。
- (3) 広告案に変更が生じる場合は、変更承認申込書に変更後の広告案を添えて会長に提出すること。
- (4) (3)の提出に基づく手続きについては、8(1)及び(2)と同様の取扱いとする。

11 回覧板の納入方法

回覧板の納入期日、場所及び数量は、会長の指定により納入するものとする。

12 無償提供者の遵守事項

無償提供者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長の承認を受けた回覧板以外の回覧板を納入しないこと。
- (2) 回覧板について、会長から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (3) 広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のため対応するものとする。
- (4) 無償提供した回覧板又は広告及び広告主に問題が生じた場合は、無償提供者の責任のもと速やかに当該回覧板を回収するものとする。

13 その他

回覧板に掲載した広告が、回覧板の使用、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は市において当該回覧板の使用を中止する場合がある。この場合において、改善に伴い生じる費用については、無償提供者等の負担となる。